

契 約 書

郡上市長 日置敏明（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、郡上市有施設で使用する電気の調達（〇〇〇施設）について、下記条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙「電気需給仕様書」に基づき業務を行うものとする。

（契約単価）

第2条 契約金額は別紙「契約単価一覧」のとおりとし、いずれの額も消費税及び地方消費税を含む。

2 前項の別紙「契約単価一覧」における「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間で、「その他季」は下記以外の期間である。

（需要場所及び期間）

第3条 乙が電気を供給する場所及び期間は次のとおりとする。

場所	別紙「電気需給仕様書 別表」のとおり		
期間	自	令和4年4月 1日	0 : 00
	至	令和5年3月31日	24 : 00

（契約保証金）

第4条 郡上市契約規則（平成16年郡上市契約規則第48号）第31条各号に該当するときは免除とする。

（権利義務の譲渡禁止等）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、または移転してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（使用電力の増減）

第6条 甲の使用電力量は別紙「電気需給仕様書 別表」に掲げる予定電気使用量を上回り、または下回ることができる。

（契約電力）

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、い

ずれか大きい値とする。

(検針)

第8条 乙は、毎月1日に各需要場所における使用電力を算定し、速やかに甲及び各需要場所の責任者に検針結果を通知すること。なお、通知の方法は甲乙協議して定めるものとする。

(料金の算定方法)

第9条 料金は、契約電力及び使用電力量等により各月毎に算定するものとする。

2 料金は、次の各号に掲げる料金を合算した額とする。

(1) 基本料金 契約電力、第2条に定める基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

(2) 電力量料金 使用電力量及び第2条に定める電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

(3) 燃料費調整額 燃料費調整額は、当該地域を所轄する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄する旧一般電気事業者が定める電気供給条件による。

3 料金の算定に係る端数調整は、次の各号のとおりとする。

(1) 契約電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(2) 使用電力量の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(3) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(4) 電気料金は、各施設毎に算出し、小数点以下を切り捨てる。

(料金の請求及び支払い)

第10条 乙は、第8条に定める検針終了後、前条の規定に基づき算定した当該月の料金を速やかに甲に請求し、甲は適法な支払い請求書が提出されたときは、これを受理した翌日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(支払い遅延利息)

第11条 乙は、甲の責に帰する事由により、前条の規定により料金の支払いが遅れた場合には、遅延日数に応じ、当該未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計

算した額の遅延利息の支払いを甲に請求できるものとする。

(事情変更)

第12条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の改正又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適當になったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部または一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

(発注者による契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められた時。

(2) 正当な理由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙またはその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、または本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、催告することなく本契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時業務等に契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認めるとき。

(4) 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 再委託契約その他契約にあたり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約したと認められるとき。

(7) 受注者が、(1) から (5) までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の相手方としていた場合 ((6) に該当する場合を除く。) に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(違約金)

第14条 天災その他不可抗力の原因または前条第1項第2号の規定によらないで乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了までに係る予定電気使用量に第2条に定める契約金額(電力量料金契約単価)を乗じて得た額と契約電力に契約金額(基本料金契約単価)を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第13条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 前条の規定は、甲に生じた実際の損害額が前条に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。

(受注者による契約解除)

第16条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となった場合には、本契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第17条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、または第三者に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第18条 この契約書に定めのない事項については、郡上市契約規則及び郡上市会計規則によるものとし、これらの規則に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

以上の契約の証としてこの契約書を2通作成し、甲乙が各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長 日置 敏明 印

乙

印